

奈良県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、瀬南
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 武村 稔茨

北葛城郡広陵町大字三吉一七九八一三

理事 藤山 龍雄

大字南郷一七

理事 中川 恵章

四七六一二

理事 藤山 久男

一六四一三

理事 池田 忠一

九一〇

理事 西田 裕夫

一〇四二

監事 長谷川 秀晃

一二五九

監事 堀田 義玄

一二五四一

監事 松井 宣之

一一三九

監事 村田 正廣

八七八一二

監事 村田 勝美

五七八

監事 新谷 元信

三〇五

監事 井上 裕行

八七八

監事 松山 勝

大字三吉一七四八一

監事 和田 博文

大字古寺四二三

監事 阿部 恵蔵

大字南郷三二五一三

監事 松井 康次

大字三吉一七六〇一

監事 番守 章

大字古寺五八九一六

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 松山 勝

北葛城郡広陵町大字古寺三〇五

理事 藤山 龍雄

大字南郷一七

理事 田村 利彦

一六四

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

前川 和田 松井 池田 芳本 西井 井上 堀内 新谷 松井 堀田 長谷川 中川 西田 藤井
和章 博文 康次 忠一 和弘 正美 裕行 信幸 元信 宣之 寛之 義玄 惠章 裕夫 康治
和彦

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

大字古寺五七八 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇一四
大字三吉一七四八一 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四二
大字南郷九一〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四二
大字古寺五五〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四二
五七八 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四二
八七八 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四二
五六九一一 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一〇四二